

平成30年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年1月11日(木) 13時31分から14時28分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正	
委員	1番	三谷 富重	4番	三木 克司	6番 水田 義郎
	7番	上島 陽子	8番	岡田 修一	9番 村田 正博
	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	12番 西岡 久
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番 小松 和啓
	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰	18番 小松 源一

4. 欠席委員 (4名)

2番 大岸 高晴

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第3号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第4号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第5号	香美市農業委員会和解の仲介に関する規定について
	第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議 長	開会(13時31分) 本日の会を進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。改めまして皆さん明けましておめでとうございます。昨年大変お世話になりましたが、また、今年もよろしくお願いをしたいと思います。昨年は、九州北部の大災害っていうか、大雨による災害から非常に災害が多かった年であったかなあというふうに思ってます。高知県におかれましても、台風21号による被害でですね、香美市、香南市、南国市と、大変、ハウスの方で被害がありました。そのために、今年、去年の暮れからですね、野菜においては、新聞紙上、また、ニュース等で取り上げられていますが、大根が平年の2.5倍とか、キャベツが2.8倍とか、いろんな野菜が非常に高騰しております。香美市においてもですね、特産品のやっこねぎ、また、ニラについてもですね。単価がいい単価で推移をしておりますけど、これも品不足の単価高いうふうなことで、災害による品不足の影響で単価が上がっております。潤沢に出だしますと、また、安い単価になりやせんだろうかというふうな心配もしておりますが、皆さん方、少しでもお金が取れる時にですね、出荷をして頂きたいというふうな思いもしております。今年、災害の無い年になって頂ければ、非常に有り難いという思い
-----	---

もしですけど、どういうふうな気候変動によってですね、どんな状況になるかわかりませんので、十分に注意をして頂きたいというふうに思っています。今日は初めての会ということもあってですね、推進員の皆さん方にも全員ご出席頂くというふうなことで連絡をさせて頂いております。後で会の中でも出てきますけれども農業委員さんの、そして、推進員さんの手当てと言いますか、そうしたものがですね、自分たちの実績払いと言いますか、活動によってですね、それぞれ支払いが出来るものができたということもあってですね、後でまた、西村次長の方よりご報告頂きますけれども、その点等についてですね、よろしくお願いをしたいと思っておりますのでお願い致します。

それでは本日議事録署名につきましては、上島委員と村田委員をお願いをするということで会を進めていきたいと思っております。なお、本日の欠席は大岸委員からですね、欠席届が出ておりますので報告をしておきます。以上です。

それでは資料に基づきまして会を進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

議案第1号農地法、すいません、資料の訂正がありますのでよろしくお願いを致します。

事務局

すいません。議案書の訂正をお願いします。まず、2ページ目です。番号1ですが、木造2階建となっておりますが、平屋に変更をお願いします。それと4ページ目です。3番の■■■■さんで方ですけど、筆の上から7番目の298番の2つというのが299番の2に変更になります。

以上です。

議長

以上、訂正がありましたが、皆さん方ご理解頂けると思っています。すいません、それでは議案に入っていきたいと思っております。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局

議案第1号農地法第5条による許可申請について説明します。

1番、貸し人、■■■■、■■■■、借り人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町久次字修理329番3、地目は畑、面積は259㎡、転用目的は木造2階建1棟、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は77.84㎡、区域区分はその他、開発行為は必要、資料は1、農地区分は2種農地その他、調査員は田村推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。

2番、貸し人、■■■■、■■■■、借り人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町楠目字宮田1512番1、地目は田、面積は1,157㎡の内385.01㎡、転用目的はコンビニエンスストア1棟、付属休憩棟1棟、権利の種類は貸借権設定、建築延面積は242.43㎡、区域区分はその他、開発行為は必要、資料は2、農地区分は1種農地 調査員は堤委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長

すいません、調査員さん、すいません。順次、田村さんからお願いしたいと思っております。

推進委員
(8番)

はい、それでは私の方から説明致します。資料は1の1と1の2と1の3でございます。本件につきましては、昨年の初めにですね、農業振興地域の適用

除外の申請が出されておりました、既にご承知と思いますが、県の最終的な許可がですね、遅れているということで、今度の転用の許可申請が平行して出されたものでございます。本件農地ですね、申請地の状況説明改めて致しますと本件農地ですね、北西側で水路を挟んで公道が走っているところでございます。ちょっと写真では分かりにくいですが、地図で見て頂きますと分かりますように北側は住宅が建っております、西側は約1.2mの水路を挟んで2.4m以上の公道を、その西側は住宅地でございます。なお、図面では青い水路になっておりますけれど、資料の1の2を見て頂きますと分かりますように、水路にはコンクリートで、ずっと蓋をしてありまして実際には道路として使用できる状態でございます。東側はですね、本件の貸し人の、ごめんなさい、残りの農地とその東側がですね、本件の貸し人の住宅が建っております。南側につきましても農地の残り約2.4mほどの進入路、 への進入路、その南側がですね、住宅地でございます。従いまして本件の状況や既に振興地域の適用除外申請がなされておりました、本委員会でも承諾してるということを考えますと県の許可が下りるということを前提に考えますと、特に本件、問題が無いように思います。

以上でございます。

議 長

ちなみにすいません。 さんは親子関係ですか。

推進委員
(8番)

はい、次男と聞いております。

議 長

分かりました。すいません、2番堤さん。

委員 (13番)

はい。資料の2を見て頂きたいと思います。場所はですね、今、談議所、 に変わるということで建物をちょっと後ろへ引いて建てるということです。この周りは残して真ん中のところへ建物を建てるということなので問題は無いと思われま。

以上です。

議 長

以上、補足説明まで終わりましたのでただ今より皆さん方より、質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。詳しく説明有りましたので格段質問も無いかと思いますが、質問が無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議 長

はい、それでは議案第1号農地法第5条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい。どうも有難うございました。全員賛成です。
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請者、 、 、申請地は土佐山田町楠目字ヲウハヤシキ1025甲、地目は畑、面積は230㎡、外1筆、計2筆で合計472㎡、転用目的は平屋1棟、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は3で調査員は事務局西村です。

2番、申請者、 、 、申請地

は土佐山田町宝町2丁目45番、地目は畑、面積は82㎡、転用目的は木造2階建1棟、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は4で調査員は事務局西村です。

以上です。

議 長

以上、説明が終わりましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、この件につきましてご質問は何かありませんか。格段無いようですのでこの件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局

報告第3号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、
、
、申請地は土佐山田町楠目字籬中995番1、地目は畑、面積は272㎡、外2筆、計3筆で合計309.84㎡、転用目的は一般住宅2棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は5で調査員は事務局西村です。

2番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町旭町3丁目38甲、地目は畑、面積は631㎡、外1筆、計2筆で合計743㎡、転用目的は倉庫兼駐車場、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は6で調査員は事務局西村です。

以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方より、質問は何かございせんか。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思いますが、両方共ですね、市街化区域内の農地でそこを転用するということですので、ご理解を頂きたいと思いますが、有りませんか。無ければ報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第4号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

諮問第4号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明します。

議案書は4ページ、資料は7からです。

はじめに、中間管理事業による案件です。

1番から4番については、高知県農業公社が借り受けた後、
へ貸す予定となっています。

次に強化促進法による案件です。

1番、2番については、新規設定で、借受人が事業規模拡大のため借り受け、オクラと水稲を栽培します。

3番は、新規設定で、新規就農者である借受人が祖母の農地を借り受け、青ねぎを栽培します。

4番は、再設定で、借受人が水稲と果樹を栽培します。

5番は、新規設定で、
が借り受け、生姜等の野菜を栽培します。

6番から10番については、柚子を父親と一緒に作っている息子さんが、事業規模拡大のため、新規設定するものです。

いずれも、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質問を受けたいと思います

が、何かご質問は有りませんか。

委員 (16 番)

はい。

議 長

はい、どうぞ。はい、門脇君。

委員 (16 番)

最初に、一番初めに農業公社の方にいったのと、先程ちらっとお聞きしたのは [] のところへ次貸すということですが、その後に個人的にその [] が出ておりますが、これはどういうわけで二つというか公社を通す、通さんという形が出ておりますが、どういったことでこういう形になっているか、ちょっとお聞きしたいです。

議 長

5 番については、 [] が借りちゅうってことよね。あと 1 番と 2 番についても最終的には [] が借りるんやけど、公社を通じた経緯ってことよね。

委員 (16 番)

二つ有るのはどうしてかってこと。

事務局

中間管理事業で行う貸借と使わずに行う通常の設定それぞれされてるんですけども、ちょっとそこをどういう使い分けをしてるかってところまではですね、ちょっと把握はできてないですけど、その事業の目的に合ってるところで中間管理機構、農業公社ですね、相談されてやられているとは思いますが、今、順次ですね、中間管理を使ったですね契約の方に移行というか推進してるので、今後はそちらの方になっていくとは思いますが、色々補助事業なんかも使うことなんかも掛かってきてると思います。

議 長

門脇君そういうことで構いませんか。

委員 (16 番)

はい、詳しいことは、内容は把握してないってことよね。

事務局

今回はちょっとわかりませんが、以前本田のところではハウスをやっていると思うんですけど、あれなんかは中間管理を通じてですね、借りて、そういったハウスの事業を受けてると思われま。

委員 (16 番)

以前も公社を使って誰に当てるかと心配をしておりましたが、そういったことで今回も [] の方に貸すということが分かるんですけど、他の人でちょっとやっぱり心配が、地域の者があやせんかと思いましたが、これも事業ですの淡々と進めていく形になるかと思いましたが、そのところも次に誰に貸すかということ把握したら連絡して欲しいかなと地域の者には思います。以上です。

議 長

はい。私もですね、資料を見てですね、賃料といいますか、10 a 当り 3 万 2 千円ということで明記されてましたんで、普通一般の人が直接貸し借りをする場合にはこんな金額はたぶんよう出さんがなあと思ってました。中間管理機構が借りてこれから先誰に貸すのか、まだ未定の場合に、県が 3 万 2 千円出すんかなというふうなことも考えてましたけれども、次の [] さんが借りるといのが決定をされてですね、 [] さんならそれ位の賃料を出すということの本に金額が設定をされちゅうと思います。そういうことですので、県がただ出しっぱなしでどうこうということはなかなか出来んじやないろうかと思ってましたけれども [] さんに貸されるということですので私も理解をしたわけです。

それからもう一点ですね、すみません、5 ページにですね、4 番、240.4

9の内の46.35貸すというふうなことになってますが、上の人とたぶんど夫婦になるかと思いますが、その申請地の場所がですね、接続をしちゅうところへ引っ付いちよって、こればあの土地が引っ付いちゅうかなと思うと、ちよつと地目というか所在が違いますが、こんな狭い面積でも中間管理機構は借りるということですか。今後貸したい人が狭い面積でも借ってくれるやったらこればあでも出したいがっていう話になってきた時に果たしてどうかなあという思いをしました。上の旦那さんの方の土地と接続しちよってよね、一体的に利用できるやったらわからんことないですけど妙に一体的になっちゃあせんみたいなき、どうかなと思いましたが、そういうことは格別問題無しってことですかね。まあ、地図がないき、わからんけど。貸したいってこんなところでも貸したいところあるやいか。

事務局

公社の事業につきましては公社が判断しております、この面積、内面積について、いかにいうのは、もう公社か次がおるってことでですねやっておりますので事業にのれる対象であればこういったふうな設定がなされていく時もあります。

議長

はい、わかりました。

委員(10番)

はい。

議長

はい、どうぞ。宗石君。

委員(10番)

これ、公社が借り手を探して無いうちにも借りる訳です。

事務局

事業としてはそういう立てりです。実際は次が見つかった上で借りて一回貸す。

議長

私も県の会で今まで聞いたことがあるのに、公社にお願いをしても借り手が無いということでそのまま返される農地がたくさんあるらしいです。香美市以外に。なかなか公社があっても貸したい人については借りて貰いたいけれども、その該当者、借りられる該当者がおらん場合にはそのまま突き戻されるいうふうなことが出てくるらしいです。今度の場合については■■■■さんが借りられるということが決定をしているのでこういうところへ出てくるがですけど、こういうふうには正式に出てこない農地って言うのはたくさん有るらしいです。その中山間に行ったりすると。

委員(5番)

ちよつと。

議長

はい。

委員(5番)

この前のページの。

議長

何ページ。

委員(5番)

4ページ。これ土居南72番1とかあるき、おそらく引っ付いちゅう。

議長

この■■■■さんの分。

委員(5番)

そうそう。奥さんていうか、■■■■さんの分が72番の7やき。

議長

そういうことか。

委員（5番） どうも、引っ付いちゅう。

議 長 わかりました。

委員（5番） それと今、自分は中間管理機構のうちの地区でやりゆうけんど、大体貸し手が決まらんとせんらしい。

議 長 貸し手が決定せんと。

委員（5番） ほんでそれが決まった段階で書類を作ってたまた貸すってような感じ。

議 長 それで各市町村の委員会へかけるが。

委員（5番） そう。ほんでうちも3月頃出てくるようになるろうと思うけど。ちょっとこう行き違いはあるけんど、なんか、そんな感じ。

議 長 はい、わかりました。ほんなら突き戻されんやつが出てくるがやね。

委員（5番） そうそう。大体下話ができて。自分の場合はちょっと自分が声をかける分について相手には責任が先まであるき、中間管理機構通じて、加持子も少のうても2年間は保障してくれる。そんな感じで迂回っていう感じで。

議 長 売買も一緒やね。

委員（5番） そうそう。

議 長 大体、もうことなっちよって、それから売買する
他に何かご質問ありませんか。格段ありませんかね。無いようですので採決に入りたいと思います。議案第4号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい。全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第5号香美市農業委員会和解の仲介に関する規定ですが、前回書類を皆さん方に一応お示しをしておりますけれども、変わってない内容です。皆さん方にも、まあ、先般ご協力頂きましたが、その後何かご意見等があれば承りたいと思います。説明をお願いします。特に事務局の方からの加える説明も無いようですが、何か皆さん方でお気づきがあればですね、修正をするとかそういうことをさせて頂いて本日の会でですね、この規定についてはこれでいきたいと、そして施行日についてはですね、本日の決定を頂いて附則の施行は1月12日からというふうになっていますので皆さん方で協議頂きたいと思います。
はい、どうぞ。

事 務 局 ちょっと補足説明させていただきます。前回ちょっと質問があったので。高知県ではですね、この規定はですね、ちょっと各市に、市町村というわけではないですが、ホームページ等で検索した中では例規集にはこの規定は出てくるのは有りません。ただ県外には多数有ります。
香美市になってですね、仲介、和解の仲介って言うのを1件しております。その時は大岸委員、村田委員、大倉委員によってですね、仲介をして頂いてお

ります。

規定の中にですね、小作主事っていう言葉が出て来ます。小作主事っていうのはですね、県の職員のこと知事がですね、こういった紛争があった時に県職員の中から小作主事を任命してですね、派遣っていうか出席してもらおうっていうことになります。小作主事っていうのは県の職員のことを指しております。

以上です。

議 長

はい。以上補足等についてですね、ご説明頂きました。もし、格段これで皆さん方のご質問が無ければですね、これで本日一応決定ということとさせて頂いて明日より施行していくというふうな方向で進めたいと思います。

はい、どうぞ。

委員 (16 番)

前回の時ちょっと欠席していたのでちょっとお聞きする場がなかったんですけど、これちょっと資料を見せて頂いて、何かこう法律的なことが関わった時に弁護士さんという言葉がないですけど、この件はどういう方向っていうか、どういう形になっていくんですか。我々でちょっと法律的なことはなかなか難しい形になるろうかと思いますが、その点の補助っていうか、フォローっていうか、そういうことは弁護士さん等のことはどうなってますか。

事務局

和解の仲介に関わらずですね、法律的な内容で相談したい時には市にですね、顧問弁護士がおりまして、農業委員会の方から相談をしたりはしております。和解の仲介の内容っていうのが、まだ想定されないこともあるので、そういった弁護士等に相談案件が出ればですね、相談する助言を頂いていくっていうふうには思っております。出席まではちょっと考えてはないです。必要な時には、規定にはないですけど、検討をできるとは思います。

委員 (16 番)

規定っていうのか、その文書に入れる必要はない。何かの時にはこうして相談をするとか。

事務局

必要ないかって言ったらちょっとあれですけど、雛形っていうか全国的にある雛形にしておりますので、書いてはなかったですが、してないからといって呼んではいけないことはないですし、規定も必要に応じてですね、修正できていきますので、必要であればまた検討致しますがどう致しますか。

委員 (16 番)

まあ、そういう質問が出たということで書いちゃってもろうたら。

議 長

確かに我々ではわからんところも有りますので、弁護士ということも確かに必要になってくると思います。ただ、あのう、香美市には顧問弁護士と契約をしちゅうっていうかそういう立場の人もおりますので、今までにもですね、農業委員会で若干相談させて頂いた事案も有りますので、またそういう時にはですね、電話連絡で内容を説明して返事をもらう。そして、会にどうしても出席してもらいたいということになればですね、時間を合わせて出席をしてもらうって方法も取れると思います。顧問弁護士ですので、そういうことでそこは一つご理解を頂きたいということで。明記はしてないけれども、そういう場合にはそういう処置が取れるよということは言えると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。こういうことが無いように我々としてはですね、お願ひをしたいがですけど、どうしても仲介ということにならなくて、入らなあいかん時にはそういう方向で進めていくということをお願ひをしたいと思います。先日の会でも諮りましたが、一応、3名を任命をするとその3名については明記されておりません。2名というのはちょっと無理かな。3名以上ということになるろうかと思いますが、ほいたら何人、3名と書けば3人しかいない。けれども地域によってはですね、担当の人が複数おって、それにプラスアルファした

いという時には3名以上にもなるかも知りませんので、一応そのところはご理解を頂いていると思います。この点について他に何か有りませんか。すみません、それではこの件につきましてもですね、一応皆さん方から賛否を頂きたいと思いますので、この件について、議案第5号の香美市農業委員会和解の仲介に関する規定について賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

———全員挙手———

議 長

はい。どうも有難うございました。全員賛成です。有難うございました。続きまして、議案その他の件ですが、資料が別にいっちょうと思いますが、その件で、その資料に基づいて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

事 務 局

すいません。今日ちょっと資料が多いですけど。その他の件で説明したいのはですね、この1枚の平成29年転用許可申請等の保留状況というのを説明させて頂きたいと思ひます。

この1年間でですね、転用申請が出ておりますが、この5件について保留中または不許可というのがありますので、これの説明をさせて頂きます。

まず、1番ですが、これはですね、植地区にある太陽光発電の申請の残地があったのでこれを昨年の1月に申請が有りました。そこでですね、現地はもう転用されておりますが、砂利敷きで転用されておるんですが、それと水路が走っております。県の方はですね、そこは太陽光の施設は建たないので必要はない、必要性が認められないので保留中ということです。必要性が認められる内容の申請に変われば許可するというので、このままずっと保留中になりそうな状況です。

2番につきましては、利用権設定の解除の申請、一方的な解除の申請が出ておりました。貸している方は■■■■さんで借りてる方は■■■■さん、先日はですね、これもずっと保留になっておりましたけど、不許可が出ました。12月の20日に。結局、その内容によってはですね、内容ではですね、解除は出来る内容ではないと、認められないという県の見解です。その件が有りまして今年初めから■■■■さんが事務局に度々来て、今のところ対応に苦慮しておるところです。

3番につきましては、これも皆さんがご存知のように■■■■さんの一時転用申請です。転用期間が一時転用なので3年以内なので、既に3年は経過しているので許可出来ない、許可保留ということになっております。

4番につきましては、これも土佐山田町植の太陽光で、周辺の農地の方の同意が無い、無かった案件で、今補正中。補正中で言うのは修正が県から出ておるんですが、影響が無いことを証明するような資料を出さないと県が許可を出さないということで業者さんがそれを作成中という状況です。出されたら許可になるか、もし、影響が無いっていうような判断が出来たら許可になりますので。10月の申請でしたけど、ずっと今のところ保留できております。

5番につきましては、■■■■が植林をするということで転用申請が出ておりますが、植林を本来目的というかですね、植林が目的で申請してなくて、その土地を取得したいのが本来の目的であって、そこが若干県の方が認めがたいということで保留中になっております、施行期間が3年ということもありまして緊急の必要性がないんじゃないかと、3年後でいいんじゃないかっていうような話も県は出ておまして、申請内容の変更がなければ保留ですつといくんじゃないかなあと思われます。

以上がですね、転用の申請においてですね、保留とか不許可に、2番は転用申請じゃないですけど、そういった案件の報告です。

議 長

5番の3年という期間についてはどうということ。

事務局 3年というのは、3年かかるような工事でしたら3年もいいんでしょうけど、植林でしたら、転用許可出てすぐに始めたら3年はかからないので、それは3年かける必要があるならまだ許可はもらえないだろうと。

議長 そうか。[]は植林をすぐにしないって言いゆうこと。

事務局 そうですね、まだ検討していると。

議長 農地で買うちゅうがやない。農地やったら3年3作ということが。

事務局 []は農地で買えないのでこういった方法取ったんですけど。

議長 すぐに植林してもえいろうけど、[]も。まあ、それはまた検討せらしてもらいます。保留の状況というのはこういう状況になってます。それぞれ説明があったようにですね、理由があって県が許可してないということで保留になっちゅうということです。2番はまた別としても、格段これはどうこうも。

事務局 無いです。

議長 説明ということで。

委員(16番) ちよっと。

議長 はい、どうぞ。

委員(16番) 4番目にチラッと言いよったけど、太陽光発電をするのに周囲に、被害とかそういうのはどういうことが想像される我々は許可を下ろすのに、その周囲の人が「わしゃあ、嫌嫌」っていう形で判子を押さんと言うけど、どういう被害が考えられて、説明もせなあいかんろうし、そんな機会も無いからこういうのしちやたらって話も出てくるろうし。

議長 そこわかります。ただほら、香北町で草刈りもしてくれんていうところが1箇所あるって言いよったね。そういう問題も将来的には考えられるので、その隣の人がですね、周辺を見て太陽光を既にやっちゅうところがきれいに管理もしてやってくれやあせんところもあるき、それが、私は反対ですよと言い方をしゆうと思います。そういうこと言われたら、必ず草刈りをしますとか、それから周囲にはですね、太陽光の反射が出てですね、周辺には迷惑がかりませんという、まあ、言ったら文書をつけてくれば認められるということですけど、それを今作成中らしいです。

委員(16番) 草刈り等は借った会社の責任やけんかね。周囲がチラッと言いゆうのに風の具合とか光線とかそういう被害っていうのは今まで上がってきちゅうのか、上がってきてないのか。上がってきたらそれ問題として色々検討せなあいかんろうけど、今そういうことがなければ太陽光も農地活用に一役買っていくわけやきね。そこんところ、そういうなには入ってない。草刈りとか周囲をきれいにするかせんかの話であって。そういうことよね。

事務局 ここについてはですね、被害がこの農地とこの申請地との関係でいうと被害がなかなか認めがたいというところでですね。県が想定してるのは、太陽光の反射位じゃないかと、反射が実際は高いとこなんで、その農地は反射は無いだらうという考えですけど、無いだらうでは許可出せんので、無いことを図面で提

出して頂かないと同意が取れてないのでそれによって、無いことを証明してですね、証明というか図で認識できて初めて許可を出すという。

推進委員
(10番)

住宅の近くですと反射っていうたら物凄い出てくらあね。普通のところは反射っていうのは割と被害がないわね。

事務局

今ですね、この件でこの業者は反射をしない塗料を塗ってですね、反射をしないようなパネルもあるそうなんです。最初からそれを申請されたらこの検討はなかったんでしょうけど、また、それをすると申請を四電とかですね、経済産業省の申請を取り直してっていうか変更しないといけないので、今のところ反射がしてもそこに届かない図を提出してということになります。この案件についてはですよ。

議長

他に何か有りませんか。はい。

推進委員
(10番)

この太陽光発電というのは、申請の時に何年かという期間ってのは載ってます。10年なら10年、20年とか、平均ってそんなことないです。

事務局

基本的に20年。

推進委員
(10番)

20年、20年の間にその会社が倒産、もしもした時に申請の時にその20年の後はきれいにそこを整地しますとそういうことは全部文章ではやってます。整地するとかそれは無い。

事務局

ここについてはですね、売買なんで20年経っても太陽光の会社の売るのがかも分からんですけど所有にはなります

貸借の時には20年で、20年の賃貸借契約とかっていうのを添付しては貰っております。

推進委員
(10番)

貸したけどそれをうちへ戻してもらいたいと、20年経ったから。その時にはそういった話もちゃんとするがですか。

事務局

それはですね、もう所有者と転用者の関係になります。

推進委員
(10番)

そこは。

事務局

はい、転用された。農地ではないので、20年後についてはもう農地法の適用ではないです。

議長

極端な話をするとそこが宅地になってもおかしくないということ。宅地にする時に建てる時には建築基準法がかかってきますので、何でも建てれるというもんじゃないがですけどね。それは農地では無くなるので農業委員会からは離れる。

推進委員
(10番)

皆、この心配するがは、ちょっと話をした時にも、もし倒産した時におらんなって放られた時にそのままにされたら困るって話が出てきますが、そういう話が。太陽光のそういう話が出た時にそりゃあどうなるでって言われてそりゃあ話の時にそういう。

議長

そこまでは有りません。

推進委員

やってないでしょうか。ほんなら、そこは。はい、わかりました。

(10番)
議長

他に何か、格段有りませんか。無ければまた、この件についてはですね、心配なことがあればこれから先の会の中でもですね、ご質問を色々して頂いて結構ですのでお願いします。

事務局

それとですね、もう1点、農業新聞の購読について説明というか、お願いとかさせて頂きます。お手元に袋とか農業新聞の購読のあっせん一式とかあると思います。この後の会でですね、報酬の説明もさせて頂きますが、農業委員さん、農地最適化推進委員さんについてはですね、農業新聞を購読して頂きたい。それに対する、対するとか、一定の報酬をどんどん上乘せで出ますので、この際全員がですね、農業新聞を購読してもらいたいというのが事務局からのお願いです。書類と申し込み用紙と机の上に置かせて頂いております。

議長

ええとすいません。この点についてはですね。私も色々考えをさせて頂いて事務局と相談させて頂きました。どう言いますか、研究のためとか、勉強のための一つの資料として皆さん方に新聞を取って頂きたいと。そして、その新聞代についてはですね、今度の活動実績に応じた報酬が皆さん方に出来ますので、その点に一つの勉強の活動費というふうなことでご理解を頂いてそれで相殺をさせて頂きたい。ただそれを直接そういうふうなこと出来ませんので一応皆さん方には新聞代はですね、自腹で出して頂いてそれに見合うものをですね、活動費の中から出させて頂きたい。それでまあ、相殺を出来るような形を取りたいというふうに思っています。そういう支払い方が出来るか出来ないかをですね、事務局の方にも検討させて頂いて、それでもいいだろうというふうな判断をしましたんで、そういう方向でお願いをしたいと思えます。ご無理なご相談だと思えますけれども、やっぱり全国組織の農業新聞というのもやっぱり、かなり部数がないとですね、採算ペースに合わないと言うたらおかしいですけど、いろんな活動するのに非常に購読部数が減っておるということは、どこの新聞からもそうやと思えますけど、そういう状況になっておりますんで一つご理解を頂いてですね、よその市町村については全員が購読をしているところもたくさんありますので、一つ香美市も皆さん方にご無理なご理解を頂いてですね、そういうふうな方向で進めていきたいというふうに思っていますんで、一つこの点についても皆さん方も色々お考えがあらうと思えますのでお考えがあったら、一つ納得がいかなというふうなご意見があればですね受けたいと思えます。

委員(10番)

これは3ヶ月だけ取るとかいうのはいけません。

議長

いや、それは委員をしゅう間はお願いをしたい。

委員(10番)

他の人にいっぱいあっせんする。取ってない人ばかり農業取りゆう人でも。委員はもちろん。

議長

私は、とりあえずは委員ですので他の人について、そりゃあもちろん、購読部数増やしてもらいたい気持ちはありますよ。けど、そこまでの分までですね、皆さん方にご無理は言いません。ただ委員と推進さんの中でも取られてない人がおるんで、是非とも1人1部は取ってほしい。全国の新聞がですね、先般も来ました。山田の香美市の方へも。その時にお願いをして1人委員さんは自分の分を1部、そしてまだプラスアルファで何部か拡大をして欲しいということは常に言われます。せめてですね、香美市は、委員さんは全員が1部は取りゆうよというふうなことでですね、何かの会がある時は、香美市は、1部はみんなあ取りゆうよというふうなことも言えばですね、それなりに、また新聞の方

にご理解も頂けて有難うございますとしか言うてくれませんけど、そういうことですね、香美市は頑張ってやりゆうよということも私の方からも伝えたいという気持ちもあって、なんか良い方法がないだろうかと思ってましたけれども、報酬の上乗せが有るといふうなことでですね、一つその分を上乗せの分で購読をする新聞代の研修その点を一つご理解を。

そういうことをご理解をいただけたと思うんですが、何かあれば、はい。

推進委員
(11番)
議長

ウェブでよね、見ゆうけど、絶対取らなあいかん。

なにになに。

事務局

電子新聞が有ります。それは電子で購入されちゆうってことよね。

推進委員
(11番)
事務局

うん。

それは購読済みって。

議長

ちなみに年間いくらかいりますか。

推進委員
(11番)
議長

いや、私、無料版見てます。

無料で見られるっていうことよね。そういう方法もあるってこと。私初めて知りましたんで、そういう方法もあるんだなということですね、その分について。

事務局

どうでしょう、無料版と有料版とあるがですか。

議長

そりゃあ知らん。けど、そういうて言やあ、そりゃあ皆見だしたら、そりゃあおしまいよ。自分の必要な分しか見んき、ほら。検討はします。

推進委員
(11番)
議長

取らなあいかんというがやったら取ります。購読はします。

さっき言うたようにその人についてはですね、新聞代の折角こうしたシステムを使ってですね、新聞代が補助できるような形の研究をしたんで、一つそれをご利用頂いてですね、皆さんに負担にならないようにということで検討したんです。そこを理解して頂きたいと思います。

一応また、お構いなければですね、また、次回の会の時にでも購読の申し込み書が入っちゅうらしいです。それでそれに明記をしてですね、出して頂ければありがたいと思います。

事務局

すいません。こちらの緑の用紙が購読の申し込みと記入例になっております。左側が記入例で右側が申し込み書になってます。名前、住所、口座、それと届出印も押して頂くようになってますのでよろしくお願い致します。

委員(3番)

これは全員に入ってます。購読しゆう人も含めて。

事務局

全員に入れてます。購読されてる方にも参考に入れてます。

議長

そういうことで一つお願いしたいと思います。

閉会（14時28分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名人 上島 陽子 

署名人 村田 正博 